

介護認定申請中や入院（入所）中における「住宅改修申請」について

介護認定申請中の方の認定結果が非該当になった場合や、入院（入所）中の方が退院（退所）できなくなった場合は、住宅改修費の給付を受けることができません。その場合は、被保険者の全額自己負担となることを了承いたします。

令和 年 月 日

住所 _____

氏名 _____